

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、感染症対策に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区個人情報保護条例や大田区情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策について万全を期している。
本業務において取り扱う情報は、担当部署によってシステムの操作範囲を限定する等の管理を行い、情報の不正利用を防ぐ対策をとっている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和6年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務
②事務の概要	<p><事務の概要> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)に基づき、保健所長は、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告・措置することができる。入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用を負担する。</p> <p><特定個人情報ファイルを使用する事務の内容> ①入院の勧告に関する事務(法第19条第1項又は第20条第1項、法第26条) ②入院の措置に関する事務(法第19条第3項又は第20条第2項、法第26条) ③費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第37条第1項、第37条の2第1項) ④療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第42条第1項)</p>
③システムの名称	区民情報系基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
結核登録者情報ファイル(エクセルファイル)、情報参照ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の105の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第52条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の137の項及び 第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係)</p> <p><情報提供ができる根拠法令> 情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康政策部感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康政策部感染症対策課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-4446-2643
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康政策部感染症対策課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-4446-2643

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長	課長 吉川秀夫	課長 高橋千香	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(所属長名変更)
平成29年6月15日	IIしきい値判断項目 1..対象人数、2..取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年6月8日	IIしきい値判断項目 1..対象人数、2..取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
平成30年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 高橋千香	感染症対策課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価書様式変更のため)
令和1年6月14日	IVリスク対策	なし	項目の追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価書様式変更のため)
令和1年6月14日	IIしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和1年6月14日	IIしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年6月5日	IIしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月8日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和2年6月5日	IIしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月8日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和4年6月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二の97の項	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第二の97の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正対応)
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月8日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月8日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和5年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値再判定の実施)
令和6年9月20日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康政策部感染症対策課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1263	健康政策部感染症対策課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-4446-2643	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(電話番号の変更)
令和6年9月20日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康政策部感染症対策課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1263	健康政策部感染症対策課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-4446-2643	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(電話番号の変更)
令和6年9月20日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第一の70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第52条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係)	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の105の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第52条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正対応)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報参照ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 及び別表第二の97の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二97項関係:第49条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) <p><情報提供ができる根拠法令></p> <p>情報提供は行わない。</p>	<p><情報参照ができる根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の137の項及び 第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) <p><情報提供ができる根拠法令></p> <p>情報提供は行わない。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(番号法改正対応)